

第3期報告書

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 報 告 書 謄 本

新千歳空港ターミナルビルディング株式会社

事業報告

(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における日本経済は、中国経済の減速や米中貿易摩擦の激化等の国外情勢の影響を受けつつも、堅調な訪日需要等により企業収益が高水準で推移する緩やかな回復基調となりましたが、冬期から発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な影響が今後も憂慮されます。

航空業界におきましては、韓国、香港等の東アジア圏における政情悪化が懸念される中、国の戦略的なビザ発給緩和やLCCの新規就航路線の充実、ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催などにより、好調に訪日旅客が増加しました。しかし、本年度冬期からは、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、諸外国の海外渡航制限や外出禁止措置、日本における検疫強化や査証無効の措置等により航空旅客数は大幅な減少に転じました。また、当該感染症の影響により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が1年延期となることが決定され、インバウンドの拡大による観光需要が先送りされる状況となりました。

このような状況の中、新千歳空港におきましては、北海道胆振東部地震からの路線回復や国際線定期便の新規就航、アジア地域全体からの著しい観光旅客の増加等により好調に推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により減便、運休が相次ぎ、総数では22,809千人と前期に対して823千人減の前期比3.5%減となりました。国際線につきましては、欧州ヘルシンキ路線および豪州シドニー路線の新規就航、中国本土等の既存アジア圏からの航空路線の充実により旅客数が増加しましたが、韓国等の政情悪化による減便および運休、当該感染症の影響による国際線全路線の運休等により、3,302千人と前期に対して553千人減の前期比14.3%減となりました。国内線につきましても、羽田等の幹線を中心に旅客数が増加しておりましたが、当該感染症の影響により19,506千人と前期に対して269千人減の前期比1.4%減となりました。

当期の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅客数の減少に伴い、商品売上が減少したものの、平成30年10月に導入した国内線PSFCの通年計上や令和元年10月からの国際線PSFCの単価改定に伴い、賃貸料収入が増加したことにより、売上高は前期に比べ4億4千万円(0.7%)増加の663億3千万円の計上となりました。一方、売上原価につきましては、商品売上高の減少に連動し、商品売上原価が減少したことにより、前期に比べ8億円(1.9%)減少の413億7千万円の計上となり、売上総利益は前期に比べ12億5千万円(5.3%)増加の249億5千万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事の完了による減価償却費などの計上により、前期に比べ22億6千万円(13.3%)増加の192億9千万円となり、その結果、営業利益は前期に比べ10億1千万円(15.1%)減少の56億6千万円となりました。

営業外損益におきましては、北海道エアポート株式会社による北海道内7空港特定運営事業等のビル施設等事業開始に伴い、資金の借換えを実施したため、新たな資金調達に係る支払手数料を計上した他、各金融機関に対する繰り上げ返済に係る解約違約金を計上したことにより、経常利益は前期に比べ28億9千万円(45.1%)減少の35億3千万円となりました。

また、特別損益におきまして、国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事に係る固定資産除却損を計上したことなどにより、税引前当期純利益は、前期に比べ36億1千万円（62.2%）減少の21億9千万円となり、当期純利益は前期に比べ23億円（61.3%）減少の14億5千万円となりました。

部門別の事業の状況は、次のとおりであります。

<部門別概況>

ア 不動産部門

不動産部門としましては、国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事により、ロビーや搭乗待合室の拡張、出発カウンターの増設、保安検査場の拡充・再配置など旅客取扱施設を整備し、混雑緩和や利用者利便の向上を図りました。

また、国が推進している「FAST TRAVEL」に取り組むべく、自動チェックイン機やスマートレーン、保安検査場自動ゲートなどを導入し、ストレスフリーで快適な旅行環境を整備しております。

このような取り組みに伴い、令和元年10月から国際線PSFC（旅客取扱施設利用料）単価を改定したことに加え、平成30年10月から導入した国内線PSFCを通年計上したことによりPSFC収入が増加した結果、賃貸料収入は、前期に比べ19億3千万円（13.1%）増加の167億1千万円となりました。

また、水道光熱費などの付加使用料収入につきましては、国内線PSFCの導入に伴う航空会社との契約改定により、前期に比べ1億1千万円（5.8%）減少の18億1千万円となり、不動産部門合計では前期に比べ18億2千万円（10.9%）増加の185億2千万円となりました。

当期末における賃貸借面積の状況は、次のとおりとなっております。

	賃貸借 可能面積 (㎡)	貸付面積 (㎡)	貸付率 (%)
旅客ターミナルビル(国内線)	121,498.19	120,501.42	99.18
旅客ターミナルビル(国際線)	97,383.37	95,885.80	98.46
連絡施設	12,105.27	12,101.73	99.97
貨物ビル(代理店棟)	6,524.87	6,177.90	94.68
貨物ビル(航空会社棟)	18,178.55	17,138.81	94.28
ケータリングビル	6,586.95	4,245.74	64.46
ターミナルアネックスビル	5,038.57	4,956.07	98.36
エネルギー棟	883.04	883.04	100.00
車輛整備格納庫	8,207.14	8,207.14	100.00
共同無線送信所	125.30	125.30	100.00
(計)	276,531.25	270,222.95	97.72

イ 事業部門

事業部門としましては、国際線旅客ターミナルビル施設再整備の一環として、令和元年8月から3階制限エリアに新たに「北海道市場食堂街」をオープンするなど物販・飲食店舗の

リニューアルを行いました。

また、330席収容の移動観覧席を備えたメインホールをはじめ、セミナールームやミーティングルームなど様々なニーズに対応可能な多目的ホール「ポルトムホール」、全室が43㎡以上の広い客室と館内に日本美術の作品を展示する等、海外からの富裕層をターゲットとしたハイクラスホテル「ポルトム インターナショナル 北海道」を展開し、より充実したサービスを提供すべく利用者利便の向上を図っております。

このような施設展開により、食堂業務委託売上高は前年を上回ったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅客数の減少により、売店業務委託売上高が減少したため、商品売上高は前期に比べ13億8千万円（2.8%）減少の477億4千万円となりました。

(2) 対処すべき課題

1. 北海道内7空港一体運営に向けての取り組み

北海道内7空港の一括運営委託に向けた審査プロセスが、令和元年10月に公共施設等運営権実施契約の締結により終了し、道内7空港を一体とした前例のない民間委託が開始されます。

国および自治体は、道内7空港の運営を一括で委託する空港民間委託の運営権者を、北海道空港株式会社、三菱地所株式会社、東急株式会社、株式会社日本政策投資銀行を中心とする企業連合からなる北海道エアポート株式会社に選定しました。道内7空港の運営委託は、令和2年1月に7空港一体のビル経営、令和2年6月には新千歳空港の上下一体の運営事業が始まり、令和3年3月までに他の6空港の空港運営事業が順次開始されます。

当社と致しましては、公共施設事業者として、全ての空港利用者の安全・安心の確保と便益の向上に引き続き寄与するとともに、今後30年間の運営期間を見据えた道内7空港の事業運営のための体制整備の推進に協力し、北海道エアポート株式会社が掲げた目標である北海道全体の航空ネットワークの拡大と観光市場の成長を牽引する魅力ある空港づくりに誠実に対応致します。

2. 新型コロナウイルス感染症災禍からの復活に向けての取り組み

新型コロナウイルス感染症がパンデミックの状態となり、世界的に患者数と死亡者数が急激に増加しており、諸外国は厳格な行動制限等の措置を講じ、一刻も早く災禍を解決すべく感染症対策を推進しております。世界経済については戦後最大ともいべき危機に直面しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会についても1年延期が決定されるなど、経済の急速な収縮が憂慮されます。

日本においても、感染は急速に拡大しており、政府は緊急事態宣言を発出し総力を挙げて対策を講じており、我が国経済も、国難とも言うべき厳しい状況にあります。

当社と致しましては、公共施設事業者としての使命を全うすべく、国および北海道エアポート株式会社等の指導・協力のもと、航空会社ならびに商業施設等の入居者と連携し、感染拡大の防止に努め、空港利用者の安全・安心の確保と航空機能の維持に全力で対応致します。

また、本件事態が収束次第、空港利用者の安全・安心の確保と便益の向上はもとより、甚大な影響を受けている地元北海道の活力を取り戻すべく、関係各所と連携し、落ち込んだ観光需要の喚起に積極的に取り組んでまいります。さらに、延期となりました東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましても、拡張により機能強化した国際線旅客ターミナルビル等を活用し、国および関係機関と協力し滞りなく柔軟に開催準備に対応してまいります。

当社と致しましては、当空港の上下一体の空港運営の体制の下、これまでと同様に関係ご当局のご指導ならびに、航空会社をはじめとした空港内各事業者との連携協調により、利用者の安全・安心の確保に努めるとともに公共施設事業者としての使命を果たすべく、的確に事業を推進し、利用者の便益の増進に努めてまいりますので、株主様におかれましては、一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当期の主な資金調達は、北海道エアポート株式会社による北海道内7空港特定運営事業等のビル施設等事業開始に伴い、北海道エアポート株式会社から令和2年1月に208億円、令和2年2月に1,148億円、令和2年3月に20億円の借入金を調達しております。

尚、国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事に充当するため、各金融機関から平成31年4月に122億円、令和元年10月に188億円の借入金を調達しておりますが、北海道エアポート株式会社からの資金調達に伴い、令和2年2月に一括返済しております。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は531億3千万円となり、その主なものとしましては、国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事、その他空港施設内改修工事などであります。

(5) 財産および損益の状況の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (当期)
売上高(千円)	48,552,757	65,882,872	66,330,284
経常利益(千円)	3,510,503	6,198,624	3,532,576
当期純利益(千円)	1,257,022	3,753,295	1,452,708
一株当たり当期純利益	1,257,022,956円	3,753,295,416円	1,452,708,215円
総資産(千円)	99,337,078	118,389,457	166,262,803
純資産(千円)	1,642,573	5,385,869	6,828,577

- (注) 1. 当社は、平成29年4月27日設立であります。
 2. 平成29年度の会計年度は、当社設立の日から平成30年3月31日までであります。
 3. 平成30年度の会計年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までであります。
 4. 令和元年度(当期)は、PSFC収入の増加により売上高が増加したものの、国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事の完成引渡しなどに伴う減価償却費の増加に加え、北海道内7空港特定運営事業等のビル施設等事業開始に伴う資金の借換えによる手数料や違約金を計上したことにより経常利益が減益となり、同工事に伴う固定資産除却損など特別損失の計上がありましたので、当期純利益についても減益となりました。

(6) 主要な事業内容および事業所（令和2年3月31日現在）

ア 主要な事業内容

（ア）ターミナルビル、倉庫等の貸室業

（イ）食堂ならびに売店の経営

イ 事業所

北海道千歳市美々987番地22

(7) 従業員の状況（令和2年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
74名	5名減	36.9歳	10.1年

(8) 親会社との関係（令和2年3月31日現在）

ア 社名 北海道エアポート株式会社

イ 持株比率 100.0%

(9) 主要な借入先（令和2年3月31日現在）

借入先	借入残高(千円)
北海道エアポート株式会社	137,600,000
合計	137,600,000

2. 株式に関する事項（令和2年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

1株

(2) 発行済株式の総数

1株

(3) 株主数

1名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	議決権比率(%)
北海道エアポート株式会社	1	100.0

3. 会社の役員に関する事項（令和2年3月31日現在）

取締役および監査役の状況

会社における地位および担当または主な職業	氏名
*取締役会長	森 糸 猛
*取締役社長（企画本部長）	阿 部 直 志
常務取締役（施設本部長、企画本部 計画部長委嘱）	月 森 治
取 締 役（施設本部 空港保安部長委嘱）	倉 本 均
取 締 役（管理本部長、管理本部 総務部長兼経理部長委嘱、企画本部 企画部長委嘱）	矢 澤 之 敏
取 締 役（営業本部長、営業本部 営業部長委嘱、企画本部 情報システム部長委嘱）	大 岡 一 成
取 締 役（リテール事業本部長、リテール事業本部 リテール事業部長委嘱）	成 田 裕 毅
監 査 役	松 本 淳 一

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 当期中に辞任した取締役の氏名
常務取締役 永 井 誠 一（令和2年1月6日辞任）
常務取締役 佐 藤 憲 司（令和2年1月6日辞任）
取 締 役 中 澤 正 博（令和2年1月6日辞任）
3. 監査役 松本 淳一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の氏名

監査法人ハイビスカス

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針及び運用状況は次のとおりであります。

【内部統制システムに関する基本方針】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、企業倫理を尊重した行動をとるための規範となる基本指針を定め、周知徹底を図る。
 - ②取締役の職務執行については、法令並びに監査役の監査方針に従い、監査役が監査を行う。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款並びに文書管理規程等の諸規程に基づき適切に保存・管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①自然災害並びに事業活動に関わる様々なリスクについては、各担当部署にて、規則の制定、マニュアルの作成、研修の実施等を行う。
 - ②不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長またはその指名する者を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回以上定時に開催するほか、常勤の取締役で構成する常務会を月2回定時に開催し、職務の執行に関わる重要事項について審議する。
 - ②取締役会及び常務会の決定に基づく職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 - ①監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
 - ②当該使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、当該使用人の人事等については、常勤監査役の意見を尊重したうえで行い、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人は会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - ②当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしない。

- ③監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識を深めるよう努める。
- ④監査役がその職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを負担する。

【内部統制システム基本方針の運用状況の概要】

- ①当社は基本行動指針を制定し取締役及び使用人に配付し、行動規範の遵守を社内に周知しております。
- ②取締役会は取締役7名で構成されております。監査役は取締役会や常務会などの会社の意思決定を行う重要な会議に出席し、報告を受けるとともに、会計監査人とともに連携することで、効率的な監査が行われるよう情報共有しております。
- ③当期は取締役会を11回、常務会を26回開催し、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、職務の執行に関わる重要事項について審議・決議を行っております。
- ④リスクマネジメント基本規程、危機管理基本規程を定めており、これに基づき自然災害並びに事業活動に関わる様々なリスクについて、各担当部署にて対応を整備しております。
- ⑤監査役が取締役会及び常務会に出席することにより重要な情報を得るほか、監査役が代表取締役と定期的に会合を持ち監査上の重要課題等について意見交換するなど、監査役監査の実効性の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および旅客数ならびに株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	<u>24,123,152</u>	流動負債	<u>16,828,557</u>
現金及び預金	14,165,556	買掛金	1,303,285
売掛金	1,810,597	一年内返済済み保証金	47,777
商品	30,814	リース債務	458,983
原材料及び貯蔵品	102,483	未払金	13,722,913
前払金	19,052	仮受金	187,454
前払費用	125,835	未払費用	144,642
未収入金	3,090,425	前受金	762,914
未収還付法人税等	394,630	預り金	197,585
未収還付消費税等	4,470,873	賞与引当金	3,000
その他の流動資産	8		
貸倒引当金	▲ 87,126		
固定資産	<u>142,139,650</u>	固定負債	<u>142,605,668</u>
有形固定資産	<u>141,614,125</u>	長期借入金	137,600,000
建物	86,190,129	リース債務	207,268
建物付属設備	44,219,112	繰延税金負債	118,699
構築物	1,126,890	役員退職慰労引当金	32,478
機械及び装置	5,986,998	預り保証金	4,208,965
器具備品	3,424,072	預り敷金	438,256
土地	831		
リース資産	631,839		
建設仮勘定	34,250	負債の部合計	<u>159,434,225</u>
		純資産の部	
無形固定資産	<u>525,290</u>	株主資本	<u>6,828,577</u>
商標権	254	資本金	100,000
ソフトウェア	522,493	利益剰余金	6,728,577
電話加入権	2,542	利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	6,726,577
投資その他の資産	<u>235</u>	固定資産圧縮積立金	349,359
出資金	10	繰越利益剰余金	6,377,218
差入保証金	225		
資産の部合計	<u>166,262,803</u>	純資産の部合計	<u>6,828,577</u>
		負債・純資産の部合計	<u>166,262,803</u>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。)

損益計算書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

勘定科目	金額
売上高	<u>66,330,284</u>
賃貸料収入	16,713,274
付加使用料収入	1,812,167
商品売上高	47,748,348
その他の売上高	56,494
売上原価	<u>41,372,801</u>
商品売上原価	40,518,098
その他の売上原価	854,703
売上総利益	<u>24,957,482</u>
販売費及び一般管理費	<u>19,295,367</u>
営業利益	<u>5,662,115</u>
営業外収益	<u>207,969</u>
受取利息及び配当金	137
国庫補助金収入	23,018
工事負担金収入	54,007
災害損失引当金戻入益	42,791
その他の営業外収益	88,015
営業外費用	<u>2,337,508</u>
支払利息	508,356
支払手数料	1,376,000
解約違約金	414,414
その他の営業外費用	38,737
経常利益	<u>3,532,576</u>
特別損失	<u>1,336,706</u>
固定資産除却損	1,336,706
税引前当期純利益	<u>2,195,869</u>
法人税、住民税及び事業税	633,100
法人税等調整額	110,060
当期純利益	<u>1,452,708</u>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。)

株主資本等変動計算書

(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計	純資産 合 計
	資本金	利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
		利 益 準 備 金	その他利益剰余金				
			固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	1,000	394,851	4,890,017	5,285,869	5,385,869	5,385,869
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		1,000		▲ 11,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 10,000
固定資産圧縮 積立金の取崩			▲ 45,491	45,491	—	—	—
当 期 純 利 益				1,452,708	1,452,708	1,452,708	1,452,708
当期変動額合計	—	1,000	▲ 45,491	1,487,200	1,442,708	1,442,708	1,442,708
当 期 末 残 高	100,000	2,000	349,359	6,377,218	6,728,577	6,828,577	6,828,577

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。)

【 注 記 表 】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法
（リース資産を除く）

②無形固定資産 定額法
但し、ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上している。

③役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上している。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

売掛金	1,810,597千円
建物	86,144,936千円
建物付属設備	44,213,361千円
構築物	1,126,442千円
機械及び装置	627,038千円
土地	831千円

(注) 北海道エアポート(株)の借入金142,391,200千円を担保するため、物上保証に供している。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	38,700,602千円
建物付属設備	34,174,256千円
構築物	1,652,008千円
機械及び装置	1,356,756千円
器具備品	1,971,066千円
リース資産	4,112,043千円
計	81,966,734千円

(3) 保証債務

保証金額	142,391,200千円
被保証者	北海道エアポート(株)
被保証債務の内容	金融機関等からの借入金

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	766千円
長期金銭債権	一千円
短期金銭債務	23,743千円
長期金銭債務	137,600,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高

売上高	6,675,350千円
売上原価	5,755,910千円
販売費及び一般管理費	一千円

(2) 営業取引以外の取引高

支 払 手 数 料 1,376,000千円

(注) 令和2年1月7日付で北海道空港㈱が保有する弊社株式の全部を北海道エアポート㈱へ譲渡したことに伴い、北海道空港㈱は関係会社の範囲から外れている。
尚、取引金額については、北海道空港㈱が関係会社であった期間における取引金額を記載しており、北海道エアポート㈱は、関係会社に該当することとなった期間における取引金額を記載している。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 1株

(2) 当期に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年6月27日 定時株主総会	普通株式	10,000,000	10,000,000	平成31年 3月31日	令和元年 6月28日

(3) 当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はない

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
賞 与 引 当 金	1,028千円
役員退職慰労引当金	11,130千円
貸 倒 引 当 金	32,888千円
一括償却資産超過額	48,278千円
そ の 他	4,772千円
計	98,098千円

繰 延 税 金 負 債	
未 収 還 付 事 業 税	34,650千円
固定資産圧縮積立金	182,147千円
計	216,798千円

繰延税金負債の純額 118,699千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

売掛金に係る相手方の信用リスクは、事前の与信調査に基づき、リスク低減を図っている。

借入金の使途は設備投資資金（長期）である。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

また、時価の把握が極めて困難と認められるものについては次表に含めていない。

(単位：千円)

項目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	14,165,556	14,165,556	—
②長期借入金	(137,600,000)	(137,600,000)	—
③リース債務	(666,251)	(663,128)	▲3,122

※負債に計上されているものについては、()で示している。

また、リース債務については、一年内返済分を含んでいる。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②長期借入金、並びに③リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利及び、金利見直し期間が3年間以下のものの時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。金利見直し期間が3年を超えるものの時価については、直近の金利見直し期日までの元利金の割引合計額によっている。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、千歳市において、空港ターミナルビルなどの空港関連施設を所有している。
当期における賃貸収入は16,713,274千円である。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

施設名	貸借対照表計上額			時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	76,229,569	51,899,413	128,128,982	131,353,244

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は、国際線施設再整備工事57,039,528千円である。

(注3) 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」を考慮した当社の合理的基準により算定している。

(公的な不動産評価制度を参考に算定しているものを含む)

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

属性	名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	北海道 空港(株) (注1)	千歳市 美々	375,000	不動産賃貸業 物品販売業	直接 (100.0)	免税店運営 業務委託	商品売上高 (注2)	6,609,192	—	—
							商品売上原価 (注3)	5,755,910	買掛金	1,140,719
親会社	北海道 エアポート (株) (注1)	千歳市 美々	18,757,000	道内7空港の 運営等	直接 (100.0)	資金の借入 (注4)	支払手数料	1,376,000	未払費用	22,000
							資金の借入	(借入) 137,600,000	長期借入金	137,600,000
							債務保証 (注5)	142,391,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 令和2年1月7日付で北海道空港(株)が保有する弊社株式の全部を北海道エアポート(株)へ譲渡したことに伴い、北海道空港(株)は関連当事者の範囲から外れている。

このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載している。また、議決権等の所有割合及び関連当事者との関係は、関連当事者であった期間の状況を記載している。

(注2) 商品の販売は、市場価格等を勘案し、合理的な判断により決定している。

(注3) 商品売上原価(業務委託料)は、当社の基準により、一般的取引条件と同様に決定している。

(注4) 資金の借入については、無利子である。尚、借入金額の1.0%を支払手数料として支払っている。

(注5) 債務保証については、北海道エアポート(株)の金融機関等からの借入につき債務保証を行ったものである。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,828,577,546円
(2) 1株当たり当期純利益	1,452,708,215円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

11. その他の注記

資産除去債務に関する注記

当社は、国有財産使用許可に基づき使用する土地等について、返還時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する土地等の使用期間が明確でなく、当該債務を合理的に見積ることができない。また当社は、過去に使用していた土地における残置物について、撤去義務が生じる可能性を有しているが、当該土地の今後の利用計画が未定であり、当該債務を合理的に見積ることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

(注) 本注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示している。

独立監査人の監査報告書

令和2年5月22日

新千歳空港ターミナルビルディング株式会社
取締役会 御中

監査法人 ハイビスカス
札幌事務所

指定社員 公認会計士 堀 俊 介 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 御 器 理 人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新千歳空港ターミナルビルディング株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい

て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月26日

監 査 役 松 本 淳 一 ㊞